

嘉麻市新庁舎建設基本計画の修正内容

平成 28 年 3 月 7 日の第 5 回新庁舎に関する調査特別委員会において説明した別紙 4 「嘉麻市新庁舎建設基本計画（案）」については、その後の文言整理等の精査により、次の修正を行いました。

【修正箇所】

修正箇所	修正後	修正前
<p>◆表紙</p> <p>◆目次 第 3 章 建築計画条件の検討 5. 機能構成の検討</p> <p>◆ 1 ページ 下から 7 行目</p> <p>◆ 3 ページ</p> <p>◆ 6 ページ 図 1-3</p> <p>◆ 10 ページ (近隣地点の河川の最高水位)</p>	<p>※デザインの追加</p> <p><u>(3) 平面イメージ</u></p> <p>・・・年度までに竣工<u>する</u>ことが・・・</p> <p>・市内の 15 才以上の就業者および通学者の動きを<u>国勢調査より集計し、就業者等の主な従業地、通学地をみると、建設地が・・・</u></p> <p>山野社宅 ※（追加） 「<u>黒字は主なバス停を示す</u>」</p> <p>・国土交通省水文水質データベース（※）より、建設地の上流地点での河川の<u>水位</u>の動向をみた。 ・隣接する遠賀川の水位については、上流の大隈観測地点の登録データベースにおいて、<u>昭和 35 年（1960 年）から平成 26 年（2014 年）までの最高水位は、1.04～3.23 メートルの水位幅となっている。</u></p>	<p><u>(2) 平面イメージ</u></p> <p>・・・年度までに竣工<u>される</u>ことが・・・</p> <p>・市内の 15 才以上の就業者の動きを、<u>国勢調査を基にして、主な従業地及びそれに伴う就業者の方向をみると、建設地が・・・</u></p> <p>山野住宅</p> <p>・国土交通省水文水質データベースより、建設地の上流地点での河川の<u>最高水位</u>の動向をみた。 ・隣接する遠賀川の水位については、上流の大隈観測地点の登録データベースにおいて、<u>過去 50 年間の最高水位の動きでは、1.5～2.5 メートルの水位幅となっている。</u></p>

修正箇所	修正後	修正前
表 1-3 水文水質データ 表内 表外下部	※（追加） <u>「観測開始時期」</u> <u>「零点高：東京湾中等水位（T.P.）を基準として設定した標高を示す」</u>	
◆ 11 ページ	※（追加） <u>「※水文水質データベースとは、国土交通省水管理・国土保全局が所管する各観測所における水文水質にかかわる観測データを収集したものであり、全国の主要河川において観測された雨量、流量、水質等の情報が公開されている。」</u>	
イ. 地震・液状化（図 1-7） 1 行目、3 行目	・地震ハザードマップ・・・	・地震のハザードマップ・・・
表 1-4 表外下部	※県道 402 号沿いの山田川・・・	※県道 402 沿いの山田川・・・
◆ 16 ページ 図 1-9 下部出典	（出典：嘉麻市 都市計画基礎調査 2014）	（出典：嘉麻市 都市計画基礎調査 2015）
◆ 18 ページ ③騒音、電波障害等の検討	※（追加） <u>「電波障害については、今後の設計において庁舎の高さ、規模等を計画し、受信状況の調査を行う必要がある。」</u>	※削除 <u>「（騒音）」</u>
◆ 21 ページ ①管理者別の状況 ②幅員状況	・建設地周辺の道路状況をみると、西側に国道 211 号が接道しており、・・・ ・建設地南側にある市道 81 号の幅員は、4.0～6.8m である。	・建設地周辺の道路状況をみると、西側に国道 211 号線が接道しており、・・・ ・建設地南側にある市道 81 号の幅員は 4.0～6.8m である。

修正箇所	修正後	修正前
<p>図 1-12</p> <p>◆ 23 ページ (風向き) 2 行目</p> <p>4 行目</p> <p>◆ 28 ページ (1) 規模算定に係る基本要件 表外下部</p> <p>(2) 新庁舎の延べ床面積の検討</p> <p>◆ 29 ページ 表 3-1</p> <p>◆ 30 ページ ② 国土交通省新営庁舎基準による算定</p> <p>◆ 31 ページ 表内</p> <p>表 3-4 表外下部</p>	<p>国道 211 号</p> <p>・・・、7 月の夏時期は南南西、8 月は北北東側から・・・</p> <p>・ 4～5 月の春時期は西及び南南西側からの・・・</p> <p>○計画人口・・・国立社会保障・人口問題研究所による平成 32 年度の推計値とする。 ○庁舎内職員数・・・職員定員適正化計画の目標職員数(平成 39 年度)における庁舎内職員数 370 人(特別職を含む)とする。 ○議員数・・・嘉麻市議会の議員の定数を定める条例に規定される 18 人とする。</p> <p>①総務省の地方債同意等基準に基づく庁舎標準面積 ・<u>庁舎内職員数および議員数を基にして、「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱等について・・・</u></p> <p>製図職員 <u>0</u>人</p> <p>・<u>庁舎内職員数により、「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」に基づく庁舎床面積の算定：約 7,200 m²</u></p> <p>②国土交通省新営庁舎基準</p> <p>・新庁舎面積は、「② 国土交通省新営<u>庁舎基準</u>」を基準として・・・</p>	<p>国道 211 号線</p> <p>・・・、7～8 月の夏時期では南西側及び南側から・・・</p> <p>・ 4～5 月の春時期は南南西及び南東南と南から東方面からの・・・</p> <p>(注) 計画人口の設定について <u>36,764 人・・・国立社会保障・人口問題研究所による平成 32 年度の推計値</u></p> <p>①総務省の地方債同意等基準に基づく庁舎標準面積 ・<u>本庁の勤務職員数の想定、議員数の想定を基にして、「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱等について・・・</u></p> <p>製図職員 <u> </u>人</p> <p>・<u>平成 39 年度の想定職員数 370 人により、新営一般庁舎面積として算定：約 7,200 m²</u></p> <p>②国土交通省新営<u>一般</u>庁舎基準</p> <p>・新庁舎面積は、「② 国土交通省新営<u>一般</u>庁舎面積算定基準」を基準として・・・</p>

修正箇所	修正後	修正前
<p>◆ 32 ページ ① 庁舎の利用頻度</p> <p>◆ 34 ページ ① 来庁者駐車場の適正規模</p> <p>◆ 35 ページ</p> <p>◆ 36 ページ ① 来庁者のバイク・自転車台数</p>	<p>・・・実施された「嘉麻市庁舎に関する意識調査結果報告書」より、<u>結果を整理する。</u></p> <p>ア. 車利用者を「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」から推計</p> <p>イ. 利用者を「嘉麻市庁舎に関する意識調査結果報告書」から推計 ・平成 27 年 1 月に実施した「嘉麻市庁舎に関する意識調査結果報告書」の利用頻度より、・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○必要駐車台数=利用台数×滞留率(集中率×平均滞留時間)</p> <p>○窓 口 必要駐車台数=427 台×37%×44%×30%×20分/60分= 6.9 → 7 台</p> <p>○窓口以外 必要駐車台数=427 台×63%×30%×60分/60分=80.7 →81 台</p> </div> <p>・週 5 日利用されると仮定すると年間 260 日で、1 日当たり 585 人/日 (152,022 人÷260 日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○必要駐車台数=利用台数×滞留率(集中率×平均滞留時間)</p> <p>○窓 口 必要駐車台数 =71 台×37%×44%×30%×20分/60分= 1.2 → 2 台</p> <p>○窓口以外 必要駐車台数=71 台×63%×30%×60分/60分=13.4 →14 台</p> </div>	<p>・・・実施された「嘉麻市庁舎に関する意識調査報告書」より<u>抜粋し、その結果を整理する。</u></p> <p>ア. 車利用者を「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」からの<u>推計</u></p> <p>イ. 利用者を「嘉麻市庁舎に関するアンケート調査」からの<u>推計</u> ・平成 26 年度に実施したアンケート調査による利用頻度より、・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○必要駐車台数=利用台数×滞留率(集中率×平均滞留時間)</p> <p>○窓口部門必要駐車台数=427 台×37%×44%×30%×20分/60分= 6.9 → 7 台</p> <p>○窓口以外<u>の</u>必要駐車台数=427 台×63%×30%×60分/60分=80.7 →81 台</p> </div> <p>・週 5 日利用されると仮定すると年間 260 日で、1 日当たり 585 人/日 (152,023 人÷260 日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○必要駐車台数=利用台数×滞留率(集中率×平均滞留時間)</p> <p>○窓口部門必要駐車台数 =71 台×37%×44%×30%×20分/60分= 1.2 → 2 台</p> <p>○窓口以外<u>の</u>必要駐車台数=71 台×63%×30%×60分/60分=13.4 →14 台</p> </div>

修正箇所	修正後	修正前
<p>◆ 48 ページ 表 3-12 表内</p> <p>表外下部</p> <p>◆ 49 ページ 図 3-6</p> <p>◆ 50 ページ</p> <p>◆ 54 ページ</p> <p>◆ 55 ページ 表題</p> <p>表外下部</p>	<p>※追加 「<u>企画財政課、管財課</u>」</p> <p>※ 組織については、<u>平成 28 年 4 月見込</u>での組織構成 市長室、<u>副市長室</u>、<u>教育長室</u>、<u>執務室</u></p> <p><u>(3)</u> 平面イメージ</p> <p>・・・合併特例債の活用期限<u>である</u>平成 32 年まで・・・</p> <p>表 <u>4-3</u> 概算事業費</p> <p>※1 ・・・、返済金額の 70%に対し、普通交付税<u>が</u>措置されるため、・・・</p>	<p>※削除 「<u>地域情報課、企画調整課、財政課、都市計画課、収納対策室</u>」</p> <p>※ 組織については、<u>平成 27 年 11 月時点</u>での組織構成 市長・<u>副市長</u>・<u>教育長室</u>、<u>執務室</u></p> <p><u>(2)</u> 平面イメージ</p> <p>・・・合併特例債の活用期限<u>とある</u>平成 32 年まで・・・</p> <p>表 <u>4-5</u> 概算事業費</p> <p>※1 ・・・、返済金額の 70%に対し、普通交付税<u>で</u>措置されるため、・・・</p>